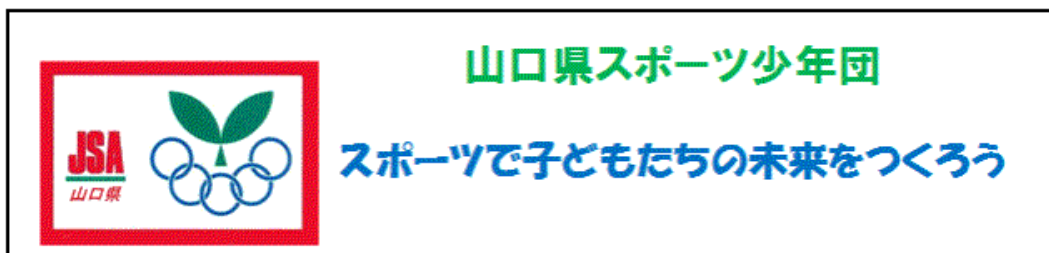


令和3年度版

スポーツ少年団健全育成資料集

# スポーツ少年団指導者の手引き



この資料は、スポーツ少年団指導者・関係者として知っておくべき情報をまとめています。  
子どもたちがスポーツに出会うことで、その後のライフに大きな影響があります。  
私たち指導者は、子どもたちの未来に大きな責任を負っています。  
私たち指導者は、機会を捉えて学び続ける努力をすることが大切です。

## 資料内容

- スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ
- 私はこう考える
- 基本的遵守事項
- 令和3年度山口県スポーツ少年団重点目標
- 単位団活動への6のQ
- 指導者のためのスポーツ活動中の安全管理
- リーダー育成プラン
- よりよいスポーツ少年団の指導者として
- 「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～
- エフエム山口 スポ少応援キャンペーン！

(公財)山口県体育協会

山口県スポーツ少年団

## スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ

平素から、スポーツ少年団の健全育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。本県のスポーツ少年団活動は、次代を担う青少年の健全育成を願う熱心な指導者や地域の方々のおかげをもちまして、これまで着実に成果を収めてまいりました。

さて、新型コロナウイルス感染予防対策のための非常事態宣言下にあつて、スポーツ少年団活動はもとより、子どもたちを取り巻く社会環境に大きな変化が生じました。長期にわたった活動自粛の中、多くの活動や事業を中止せざるを得ない状況に置かれてきましたが、改めて、仲間とともにスポーツできる日常のありがたさを見直すことができたのではないのでしょうか。

また、昨年度から新たなスポーツ少年団指導者制度として、スタートコーチ養成講習会を行う予定でしたが、これも中止となりました。その他、ジュニア・リーダースクールやACP研修会など、ほとんどが開催できず、スポーツ少年団について学ぶ機会が失われたこと、大変残念に思っています。今年度は、安心して参加できるよう、感染予防対策をしっかりと講じた研修会の開催に向けて、市町との連携や実情の把握に努めてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、昨年度から、県内のスポーツ少年団に関わりが深い学識経験者の皆様に、スポーツ少年団活動についてのオピニオンを寄稿していただいております。これまでの経験を踏まえられたご示唆をいただき、厚く感謝申し上げます。この手引きが、「次代を担う青少年の健全育成」に向けたスポーツ少年団活動を展開していくための手がかりとして、県内の多くの指導者の皆様の役に立つであろうと願っております。

令和3年5月1日

山口県スポーツ少年団  
本部長 河村 祐一

# 私はこう考える「スポーツ・インテグリティ確保による青少年健全育成」

山口県スポーツ少年団 常任委員 岡村豊太郎 氏

## プロフィール

現在、東亜大学大学院の客員教授（山口大学名誉教授）として、スポーツ心理学をはじめ、スポーツ指導者概論・生涯学習概論などを講義。永年、スポーツ少年団指導者養成講習会講師（スポーツ心理学）を務める。また、全日本弓道連盟の理事・山口県弓道連盟の顧問としてもご活躍されるなど、スポーツの実践家である。

## スポーツ界の変化 ～教育理論から企業の経営理論へ～

今から35年前、1986年文部省（現文部科学省）は教育の生涯学習体系へ移行を決め、その2年後には、文部大臣認定「社会体育指導者の知識技能審査事業」に基づく「公認スポーツ指導者養成講習会」を開始しました。これは、社会体育指導者を公的に位置づけ、今後増加が予想されるスポーツ愛好者に、理論と実践を兼ね備えた指導者による「正しいスポーツの理念と医・科学的知識」を指導させるためでした。その後、時代の要請に応じて改善し、スポーツ愛好者の倫理観も含め質的向上を図って今日に至っています。

日本スポーツ少年団もこの制度を活かして時代の要請に応え得る指導者養成を行ってきています。しかし、第2回の東京オリンピックが近づくと、アスリートはスポンサー契約をした企業の広告塔となり、スポーツは賞金を得るための職業になりました。プロスポーツや国際大会の増加に伴い、スポーツが観光資源化するなど企業との関係が深まった結果、スポーツ界は企業に期待するエリート競技と、青少年育成を理念とするスポーツ少年団や「アマチュア」を強く堅持する競技に2分されてきました。前者は「企業の経営理論」、後者は「教育理論」を背景にしています。企業は営利目的として経営者による結果管理を、教育は個人が主体的に高まることを目指す経過管理を特徴としています。

## スポーツ・インテグリティと行動変容

近年、スポーツ界では「ドーピング」「不正受給、不正行為」「人種差別」「八百長」「チート行為（ごまかし）」「暴力・ハラスメント」「ガバナンス欠如」「汚職」「不正な組織的圧力」のような問題行為が生じてきました。スポーツ少年団活動を始めコミュニティスポーツに限定すれば、「コーチによる練習中の暴力・暴言」「子どもを応援する親の暴言」「審判の不公平なジャッジ」「練習や試合での差別行為」「助成金や補助金の不正受給・返納」といった行為です。スポーツ庁はこのような行為はスポーツ界に残る旧弊のせいだとして、スポーツマンや競技団体に対し、コンプライアンス（法令遵守）、ガバナンス（企業自身による管理体制）の改善を求め、組織の意思が上から下へとスムーズに流れる「統治」を強調するようになってきました。そしてスポーツ庁長官から「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」というメッセージが出されました。スポーツ・インテグリティとは、自分から進んで「崇高性や完全性」を求めることであり、これは教育の理念や人づくりの手法と変わらないものです。また、「崇高性」はフェアプレイに通じ、アマチュア精神にも通ずるものです。スポーツそのものの「崇高性」を求めるとしたら、その対象は、アスリートだけではありません。スポーツ少年団で言えば、団員、指導者、ジュニアリーダー、育成者ほか一切の関係者となります。スポーツ少年団は、設立当初からの理念を度々再確認して、揺るぎない経営をしています。理念を行動に移すためには、研修を受けた指導者やジュニアリーダーだけでなく、上記の全ての関係者、特に育成者がインテグリティを共通認識することが必要になると思います。たとえば、「フェアプレイ」とはどのような行為か、「スポーツ・インテグリティを脅かす行為」とはどのようなものかなどを周囲に伝えることです。今後のスポーツ少年団の発展は、団員の成長についての育成者の実感と共に、活動にともなう育成者一人一人の充実感のある体験に負うところが大きいのです。

# 私はこう考える 「スポーツ少年団の理念と指導者」

山口県スポーツ少年団指導者協議会 副会長 永田弘児 氏

## プロフィール

平成 12 年から、縁あってスポーツ少年団にかかわり、平成 16 年からは、山口県スポーツ少年団指導者協議会の一員として、広報を担当。令和元年から事務局としてマネジメントに携わっている。同時期に、総合型地域スポーツクラブ「コミュニティスポーツ城南」の会長として就任し、地域スポーツなどの発展に寄与している。

## スポーツの素晴らしさ

スポーツは、体を動かすという本源的な欲求にこたえたとともに、「こころとからだの健全化や健康維持増進」「フェアプレー精神」「連帯感の仲間意識と価値観共有」「達成感」「爽快感」や「目頭が熱くなる感動が忘れられないシーンを思い出す機会」となるなど、心にも大きな影響をもたらします。

しかし、残念なことに、スポーツ指導者による「ハラスメント・体罰・いじめ」など倫理に関する問題が多く発生しました。言うまでもなく、スポーツ少年団の理念である「青少年の健全育成」の視点からすると、スポーツの素晴らしさを子どもたちに伝えるのが指導であり、指導者による倫理規定違反は起こるはずもないことなのですが。

改めてスポーツを定義すると、「身体性（体を動かす）」「他者性（だれかとかかわって）」「遊戯性（楽しいこと）」の3つの要素で成り立っているとされていますが、スポーツにおける勝敗には、楽しさがあるはずなのに、結果だけを求めて、子どもたちに、「勝ちたい、負けたくない気持ち」を抱かせているのは、指導者や保護者ではないかと思います。私たちには、スポーツの本源を大切にする信念との調和を考えた行動がますます求められていることを自覚しなければならないのではないでしょうか。

## スポーツ少年団指導者として

スポーツ少年団活動は「スポーツ活動」のほかに、「学習活動」「野外活動」「体力テスト」「レクリエーション活動」「社会活動」「文化活動」の活動分野が提唱されてきました。スポーツ少年団の指導者資格制度が新しくなることで、これらの活動分野がもっと実践されていくであろうと想像しているところです。

山口県スポーツ少年団は「スポーツによる青少年の健全育成」が活動基本理念です。また、『ひとりでも多くの子どもたちにスポーツの喜びを』『こころとからだを育てる』『地域づくりに貢献』（スポーツ少年団の将来像の日本スポーツ少年団の理念の一部分を引用）が掲げられています。40年前に組織された山口県スポーツ少年団指導者協議会は、この理念を県内の指導者の皆様と共有し、「スポーツ少年団の指導者は、『日々自己研鑽と相互啓発』を怠らない努力をすること」の一項を追加することで、スポーツ少年団指導者の在るべき姿を追い求めてきました。私は、事務局としてかかわる機会をいただき、県内外での研修会や協議会での情報交換や語り合いの中で、まずは、スポーツ少年団の指導者としての姿勢が大事ではないかと気づかされました。「活動場所、地域の安全確保(点検)」「身なり・服装」「ことば使いや態度」「姿勢・歩き方」「用具を大切に使う」など、できることを一つひとつ実践していくことで、子どもを中心に置いたスポーツ少年団指導者の姿が垣間見えてきそうな気がしています。

# 基本的遵守事項

山口県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団が発足時に提唱した「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを!」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会に!」に呼応し、昭和37年の日本スポーツ少年団創設と時を同じくして設立されました。

日本スポーツ少年団は、「次代を担う健全なこころとからだを持った青少年の育成」を「理念」としています。本県スポーツ少年団もその「理念」を尊重し、スポーツを通して子どもたちの未来をつくるために、下記のとおり基本的遵守事項を定め、幼児期からジュニア期におけるスポーツ指導者としての心構えを示しています。

各市町におかれましては、スポーツ少年団活動の「理念」を再確認するとともに、教育委員会、スポーツ少年団、地域の学校、指導者協議会、育成母集団、競技団体などが緊密な連携を図り、健全な団活動が行われるようご留意ください。

## 1 指導者とは

(1) 登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。

※現在、「認定員・認定育成員」の資格をお持ちのかたで、今後も指導者として活動を継続する指導者は、令和5(2023)年11月までに資格の移行手続きを各自で行ってください。

(2) すべての少年団登録者が、指導者資格の取得と資質の向上に努めることが望ましい。

## 2 団活動について

(1) 青少年の健全育成

スポーツ少年団活動の理念である「青少年の健全育成」のための妨げにならないように以下の点に留意する。

- ① 団員の健康管理には十分に配慮し、特に夜間練習は原則実施しない。
- ② 団の活動回数は、週に2～3回、1回の活動時間は、2時間以内とする。
- ③ 団活動が、競技志向に偏り過ぎたり、勝利至上主義に陥ったりしないように配慮する。

ア 対外試合(各大会、招待試合など)への参加は、月に1回を限度とする。

(特に夏季休業中の活動については、団員の過重負担に配慮し、計画的に実施すること)

イ 各大会、招待試合の開催は、市町スポーツ少年団本部および市町教育委員会等関係部局の共催または後援を受けて開催する。

(市町スポーツ少年団本部は、各大会、招待試合の開催申請があった場合、期日および内容を十分吟味し、共催、後援を決定すること。)

(2) スポーツ指導における暴力の根絶

スポーツに携わる者として、スポーツの意義や社会的使命を認識し、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取組を積極的に推進すること。少年団登録者に反倫理的な行為があった場合は、処分基準に基づいて処分する。

(3) 子どもたちの元気の創造

日常的なスポーツ少年団活動を通して、「食育」「遊び・スポーツ」「読書」を一体的に取り組み、「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちを育むため、生活習慣の形成・定着を図り、子どもたちの元気を創造すること。

(4) 自主・自立的で多様な活動

団員の主体的な活動意欲に基づく、「団員による」「団員のための」活動を基本とし、スポーツ活動だけでなく文化活動や奉仕活動、野外活動など団員の成長を促す幅広い活動を取り入れるとともに、規範意識・マナー・奉仕の心を育てること。

(5) 「家庭の日」

本県では、毎月の第3日曜日を「家庭の日」としている。スポーツ少年団も練習や大会を組まず家族で有意義に過ごせるように協力すること。

# 令和3年度 山口県スポーツ少年団重点目標

## 基本理念

### スポーツによる青少年の健全育成

一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する  
スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる  
スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

(日本スポーツ少年団「スポーツ少年団の将来像」)

## 重点目標

- (1) 団員加入率のアップ
  - ・ ACP (アクティブ・チャイルド・プログラム) の普及
- (2) 勝利至上主義偏重からの脱却
  - ・ 山口県スポーツ少年団基本的遵守事項の周知
- (3) 指導者・育成母集団の資質向上と指導者協議会の充実
  - ・ 養成講習会・研修会の開催
  - ・ 魅力ある研修会プログラムの開発と受講者数の拡大
- (4) リーダーの養成と活用
  - ・ ジュニアリーダー研修会の開催
- (5) 多様な運動プログラムの提供と運動適性テストⅡの活用
- (6) 各種キャンペーン等の推進
  - ・ 「カムバック! スポ少」「リーダー応援」キャンペーンの推進
  - ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携・発展
  - ・ 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進
  - ・ 子ども元気創造プロジェクトとの連携
  - ・ 「スポーツ元気県やまぐち推進団体」への参加

## 単位団活動6のQ (Question)

スポーツ少年団活動の理念に沿って、こどもたちのこころとからだの健やかな成長を願う指導者や関係者の皆様への問いかけを次にまとめてみました。地域住民や育成母集団関係者と共有できるようにすることも大切なことです。

### Q1 団規約が整い、育成母集団は機能していますか？

- 育成母集団で、団活動の目標に沿った年間計画、月間計画等が必ず審議されていますか。
- 育成母集団で、経費の収支が報告され、公開されていますか。
- 育成母集団の協議は民主的に運営されていますか。

### Q2 子どもが主役の活動が実施されていますか？

- 子どもたち一人ひとりを大切に活動が実施されていますか。
- 子どもたちの心に語りかける指導がされていますか。
- 子どもたちが話し合い、自己決定できる場を設けていますか。
- すべての子どもがスポーツの楽しさを味わっていますか？

### Q3 練習時間、日数、交流大会の回数等は、子どもたちにとって適正ですか？

- 基本的遵守事項を守ること、子どものこころとからだも守っていますか。
- 団員の健康チェックを欠かさずに行っていますか？

### Q4 特定の指導者に何もかも一極集中していませんか？

- 特定の指導者に何もかも任せて、負担になっていませんか。
- 特定の指導者のワンマンな運営となっていませんか。

### Q5 指導者は、常に新しい情報を収集し、指導に活かしていますか？

- 指導資格の取得や更新のため、研修会に積極的に参加していますか。
- 活動がマンネリ化することなく、常に評価され、改善していますか。
- 勝利至上主義に偏った活動になっていませんか。
- 中心的なスポーツ活動だけでなく、奉仕活動、学習活動、自然体験活動等も積極的に取り入れられていますか。
- 練習環境等の安全対策は十分図られていますか。

### Q6 他のスポーツ少年団や関係機関・団体との連携は、図られていますか？

スポーツ少年団活動に関するご質問がありましたら、県・市町スポーツ少年団本部へ

## 指導者のためのスポーツ活動中の安全管理

### 熱中症

- 1 気温・湿度をチェックしましょう。  
高温環境を示す数値は「暑さ指数」を参考にするようにしましょう。
- 2 こまめな水分補給を指示しましょう。こまめに水分を補給することが必要です。
- 3 暑い中での無理な運動を避けましょう。運動時間を短縮するなど、リスク管理が必要です。
- 4 吸水性や速乾性に優れている通気性の良い服装を選ばせるようにしましょう。
- 5 睡眠・食事をしっかりとっているか、団員の健康チェックを欠かさずにしましょう。疲労や体調不良が、熱中症の発生リスクを高めます。
- 6 万が一熱中症が起こった場合の対応は、指導者の責任です。

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28	24	31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
25	21	28	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。

熱中症予防のための運動指針から抜粋

#### 準備しておきたいもの

- 経口補水液
- 保冷剤
- 予備の水分(屋外でのケガの際にも使える)
- 救急薬品

WBGT (暑さ指数) は、「環境省熱中症予防情報サイト」にアクセスすることで確認できます。

### 落雷

- 1 事前に天気予報を確認しておきましょう。  
天気の急変などには、ためらうことなく計画を変更しましょう。
- 2 頭上に黒雲が広がってきている場合は、安全な場所に避難しましょう。  
○鉄筋コンクリートの建物の中 ○自動車・バスなどの中

### ケガや病気の応急処置

- 1 心肺停止の際の応急処置の知識をもって指導に当たしましょう。  
AED保管場所を確認しておきましょう。
- 2 ケガや病気が起こった場合の対処は、適切に行いましょう。  
○反応・呼吸の確認を優先し、救急車が到着するまで救命処置等を行きましょう。  
○ケガが起こった場合は、傷の手当てと応急処置をしましょう。  
○事故がどのように起こったかを保護者に説明し、受診を勧めましょう。  
○吐瀉物などの処理は慎重に行い、感染症にも注意しましょう。

ここに掲載した内容は、安全管理の一部です。詳しい内容は、スポーツ庁健康スポーツ課などのホームページから入手できます。指導者が安全管理の知識をもって指導に臨みましょう。



# リーダー育成プラン

## 「スポーツ・運動遊びのリーダーを育てよう！」

### プラン1 「カムバック！スポ少」キャンペーン

#### ■中学3年生の現状

- 選手権予選、県体予選で運動部活動終了  
(長くても8月の全国大会か、  
10月初旬の県体で運動部活動終了)
- 体育の時間だけしか運動しない  
(発育・発達上大切な時期)
- 意欲のある受験準備体制で、メリハリのある生活を送っているか



ジュニア・リーダースクール(仲間づくり)

#### ■スポーツ少年団へカムバック

- 週1～2回、自分の過ごした(スポーツと出会った)スポーツ少年団へカムバック
- 地域への貢献、恩返し
- 運動不足の解消
- 後輩を指導することによって、より一層の成長
- メリハリのある充実した生活
- 受験勉強もはかどる

### プラン2 「リーダー応援」キャンペーン

#### ■リーダーの現状

- 県内に約1050人の中学生、約150人の高校生の登録団員がいる(令和2年度)
- 中学校でも種目を継続したい子どもたちがたくさんいる
- 小学校で卒団させてしまうことがある

#### ■リーダーを育てる



ジュニア・リーダースクール(学習活動)

- 運動遊びのリーダーがいることで、団員のこころもからだも育つ
- 地域スポーツの人材が育つ
- 県本部では、市町本部と連携して、リーダー育成の支援をしている  
(リーダー会、ジュニア・リーダースクール、日独同時交流派遣…)
- 各単位団で、中学生以上の団員を応援しよう

## よりよいスポーツ少年団の指導者として

近年、残念なことでありますが、スポーツ指導現場での指導者等による暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント等の反倫理的行為の社会問題化しています。

とりわけ、子どもたちがスポーツと出会うことに大きな責任をもつスポーツ少年団指導者には、今まで以上に、人間力と指導力が求められています。指導者同士が手を携えて、「スポーツを通して子どもたちの未来をつくって」いきましょう。

### スポーツ界における暴力行為根絶宣言

□指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

□指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

□指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

□指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

### スポーツ少年団登録者である団員、指導者、役員、スタッフが遵守すべき事項

日本スポーツ協会倫理規程第4条から

□暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

□個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

□日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

□補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

□自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

□社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

## スポーツ少年団登録者処分基準の概要（H27. 11. 9 制定）

### □ねらい

- ・スポーツ少年団における暴力行為等を根絶すること
- ・スポーツ少年団として暴力行為等を決して許さないという姿勢を示すこと
- ・スポーツ少年団組織としてのガバナンスを確立すること

### □処分事案

- ・日本スポーツ協会倫理規程第4条に準ずる。



### □対象者

- ・スポーツ少年団登録者（団員、指導者、役員、スタッフ）

※団員のうち未成年者を処分すべきかどうかは、教育上の配慮の観点から十分に協議する必要がある。

※本処分基準の対象とならない者の違反行為を行った疑いがあるときは、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行うとともに、違反行為が明らかとなった場合には、適切に対応する必要がある。

### □処分の種類、内容

①**注意**・・・主として、偶発的な違反行為に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

②**嚴重注意**・・・主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

※処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告

③**活動停止**・・・活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

- 一定期間スポーツ少年団活動を停止
- 再教育プログラムを課す

④**登録取消し**・・・大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止したりした場合など、重大な違反行為に科す。

- スポーツ少年団登録を取り消す(再登録禁止期間は最低12か月以上)

※再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。

□処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

□詳しくは、日本スポーツ少年団ホームページ「倫理・規定集」を参照してください。



# 「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～

いじめ防止啓発資料

## いじめの基本的認識

「いじめは子どもへの健全な発達に重大な影響を及ぼす、深刻な問題である」  
 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」  
 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」

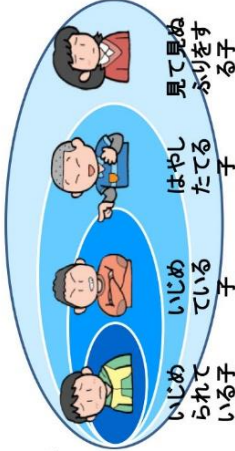
★ いじめが大きな社会問題となっています。いじめは、人の心と体を傷つけるだけでなく、不登校や命を奪うことにもつながりかねない深刻な問題です。いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、普段から子ども、学校、家庭、地域のそれぞれが日常生活の中で継続して取り組んでいくことが大切です。

## いじめ発見のポイント

- 【活動時の変化】
- 他の団員より早く来たり、遅く来たりする
  - いつも一人で来るか、友だちと来ても表情が暗い
  - 自分からあいさつしようとして、友達からあいさつや声かけもない
  - 元気がなく、顔色がすくなくない
  - 理由のない遅刻・欠席が増える
  - 仲の良いかたグループから外れ、一人ポツンとしている
  - 指導者にべたべた寄ってきたり、触れようように話したりする
  - 友達と過ごしているが、表情は暗く、おどおどした様子で行く
  - 笑いのものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている
  - いつも嫌な役をさせられている
  - 道具等の後始末をいつもさせられている
  - 周りの友達に異常なほどの気遣いをしてる
  - そばを避けて通る等の嫌がらせが見られる

## いじめられている子どものサイン

- 【対人関係の変化】
- 友だちが遊びに来なくなる
  - 外へ出て遊ぼうとしない
  - 学校のことを話したがらない
  - スポ少をやめたい、学校をやめたい、転校したいという
  - 電話に出たがらない、メールを見たがらない
- 【持ち物の変化】
- 持ち物がよく隠される、壊れる、なくなる
  - 持ち物に落書きされる
  - カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている
  - 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする



## いじめている子どものサイン

- 友だちへの応対が命令口調になっている
- 買っていない物を持っている
- 与えた以上のお金を持っている

いじめの構造は、複雑です。解消するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を図っていくことが重要です。父母の会などにおいても、いじめ問題についての話し合い等を是非行ってください。

## いじめの定義

■ 「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめに関する相談窓口

■ **いじめに気づいたら、まず、家庭・学校に連絡を！**  
 一番の相談機関は子ども通う学校です。「あれ、もしかしたら」と感じたら、家庭と連携の上、まず、学校に連絡してください。

## その他の相談窓口等

- ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）  
083-987-1240
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）  
soudan@center.yasn21.jp
- 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター）  
0120-0-78310
- 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）083-933-4531
- こどもの人権110番（山口地方事務局）0120-007-110
- ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）0120-49-5150
- サイバー犯罪対策室（山口県警本部）083-922-8983

# 山口県の青少年を応援!! エフエム山口 『スポーツ少年団応援』 キャンペーン

## 【キャンペーン概要】

### スポーツ少年団の理念

「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを！」

「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」

に賛同するエフエム山口では、山口県の未来を担う青少年の育成に寄与することを目的として、平成29年5月よりスポ少選手のコメントを収録し放送する『スポーツ少年団応援キャンペーン』を展開しています。

## 【放送コメント例】 <県内各スポ少選手のコメントを収録してO.A.>

### エフエム山口 スポ少応援キャンペーン！

～（スポーツ少年団選手コメント）

※チーム名、スローガン、ポリシー、モットー、目標等

（選手A）○○○○○スポーツ少年団です。

（選手B）礼儀と感謝をモットーに練習に励んでいます。

（選手C）スポーツを思い切り楽しむぞ！

（全 員）おーっ！！

エフエム山口は、山口県スポーツ少年団を応援しています。

